

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、認定第1号 令和6年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定についてを議題いたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

[決算特別委員長 船水隆一君登壇]

○決算特別委員長（船水隆一君） 認定第1号 令和6年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定に関する報告書。

決算の内容。

一般会計について。

令和6年度小坂町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額49億37万6,100円、歳出総額47億8,124万1,912円であり、歳入歳出差引額は1億1,913万4,188円であります。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源6,067万9,000円を除いた実質収支額は、5,845万5,188円であります。

歳入では、調定額49億945万4,938円に対して598万2,345円（0.1%）の収入未済額が生じたほか、309万6,493円（0.06%）を不納欠損として処理しております。

歳出決算においては3,870万5,088円の不用額を生じていますが、その主なものは、2款総務費1,443万7,950円、3款民生費838万2,915円、4款衛生費187万8,938円、8款土木費

98万3,289円、10款教育費464万6,902円などであります。前年度からの繰越事業による不用額683万5,726円を除く実質不用額は3,186万9,362円であります、各節端数の累計的なものや経費節減等によるほか、予算整理の不足も散見されました。

歳入の収納状況は、調定額に対する収入率で99.8%（前年度99.7%）となっております。

歳出の執行状況は、執行率で99.2%（前年度98.1%）となっております。

特別会計について。

7つの特別会計の状況は、次のとおりであります。

国民健康保険特別会計決算は、歳入総額4億9,724万4,832円、歳出総額4億9,169万4,304円で、差引額は555万528円となっております。

なお、国民健康保険財政調整基金の年度末現在高は1億3,217万8,176円となっております。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額8,890万7,849円、歳出総額8,824万6,696円で、差引額66万1,153円となっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定決算は、歳入総額8億3,173万2,988円、歳出総額8億2,807万1,695円で、差引額は366万1,293円となっております。

また、介護サービス事業勘定決算は、歳入総額382万1,775円、歳出総額382万1,775円で、差引額ゼロ円となっております。

歯科診療所特別会計決算は、歳入総額5,965万8,167円、歳出総額5,965万8,167円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から2,694万9,906円を繰り入れております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算は、歳入総額81万347円、歳出総額81万347円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から6,576円を繰り入れております。

また、基金残高は3,209万2,442円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計決算は、歳入総額135万5,879円、歳出総額135万5,879円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、令和6年度の貸付対象者は2名であります。

小坂財産区特別会計決算は、歳入総額392万7,319円、歳出総額257万2,544円で、差引額は135万4,775円となっております。

また、基金残高は、小坂財産区財政調整基金が2,313万7,134円、小坂財産区財産管理運

営基金が4,576万4,124円となっております。

水道事業について。

給水人口が4,355人（前年度4,534人）、総配水量が46万2,259m³（前年度47万7,065m³）となっております。

建設改良工事は、浄水場施設整備として砂子沢浄水場の取水電動弁更新工事のほか、配水施設改良として休平地区配水管布設替工事を実施しております。

水道事業の収益的収支は、事業収益2億5,344万1,281円、事業費用2億4,978万6,538円で、差引額は365万4,743円、消費税を除く純利益はマイナス212万4,361円となっております。

また、資本的収支は、資本的収入8,120万1,000円、資本的支出2億3,208万1,397円で、差引き1億5,088万397円の不足額を生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金で補填しております。

下水道事業について。

排水戸数は1,046戸、総排水量は32万1,014m³となっております。

建設改良工事は、公共ます1基を設置したほか、荒川地区の下水道管渠工事を1件実施しております。

下水道事業の収益的収支は、事業収益1億8,491万2,233円、事業費用1億7,404万2,321円で、差引額は1,086万9,912円、消費税を除く純利益は957万8,338円となっております。

また、資本的収支は、資本的収入4,534万3,556円、資本的支出1億1,735万2,274円で、差引き7,200万8,718円の不足額を生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填しております。

議決の内容。

令和6年度の財政状況を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性、硬直化を示す経常収支比率は93.4%、実質公債費比率は12.7%、将来負担比率は33.7%となっております。このように令和6年度一般会計の財政状況は、数値そのものに限って見れば健全な状態であります。

しかしながら、今後も続く物価高騰に伴う経常経費の増加や、人口減少等による地方税収などの減収が予想される。そのため、歳入確保と財政調整基金残高の確保など、将来を見据

えた計画等をしっかりと立てた財政運営を図られたい。

各会計においては、諸支出の節減に努めながらおおむね計画的に執行されており、本決算は適正なものと認め、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

少數意見の留保はありませんでした。

なお、審議の過程において述べられた意見のうち、特記すべき事項は次のとおりであります。

記

1、一部委託事業については、契約どおり事業は遂行しているが、契約方法等を含め改善の余地がある部分については見直しを図るなど、有効な予算の活用に努力されたい。

2、町施設の指定管理料については、今後も続く物価高騰に伴う経費の増加が予想されることから、町財政の負担増加が懸念される。指定管理の在り方について検討されたい。

3、前年度からの繰越事業による不用額を除いた実質不用額は、前年度に比べて減少したが、予算決算の管理などにまだ改善の余地があり、事業の精査や適切な処理を行われたい。

4、経常的経費の削減を図るとともに自主財源の確保を進めながら、経常収支比率を注視し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

認定第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第2、議案第67号　令和7年度小坂町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第3、議案第68号　令和7年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第69号 令和7年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第5、議案第70号　令和7年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第6、議案第71号　令和7年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○7番（木村則彦君）　議長、お聞きしたいことがあります。

今回の補正は退職者が1人、急きょ増えたということだと思うのですけれども、もう退職

した人なのか、これから退職する人なのか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　当初予算では1名の退職者を見込んでおりましたが、もう1名はこれから退職予定ということです。

○議長（目時重雄君）　7番。

○7番（木村則彦君）　そうすれば、退職金を待っているわけではないということですか。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　1名については、年内の退職ですので大丈夫です。

○議長（目時重雄君）　7番。

○7番（木村則彦君）　一般財源ではなく、基金の取崩しだからまず特に問題ないのですけれども、補正前の額が505万2,000円、補正額が551万7,000円となっております。加入している人が10人くらいいる中で、年度内に辞める人がいる場合は、最高額で予算を取っているとは思うのですが、今回補正額が551万7,000円ということであれば、最高額で取っていなかつたことになるかと思います。

何が言いたいかというと、例えば、この方が6月議会が終わってすぐ辞めたという場合に、すぐ支払えないことになると思います。その点の認識を伺いたいと思います。

10人くらい退職者共済に加入しておりますが、いつ辞めるかまず分からぬと思います。年度途中で辞めるかもしれない。そういうときのために、最高額をもらえる額で当初予算を取っているはずなのです。そうでなければ満額払えない事態になってしまいます。今回の予算を見れば、当初予算よりも高い額を補正予算している。この補正予算の額が、その辞める方の予算かと思うのですけれども、その点について確認したいと思います。

○議長（目時重雄君）　観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君）　その年の辞める見込みであろう年齢に達する方の額で予算を取っておりますので、通常であれば予算の中で収まると思います。

今回の場合は、予想外に1人増えてしまったので補正したものでございます。

○議長（目時重雄君）　7番。

○7番（木村則彦君）　以前であれば、例えば、退職予定者が1人いるとすれば、その退職予定者の1人分とプラス1名分という形で取ってあったはずなのですよ。細かいことを言っても仕方がないのですけれども、今みたいに、途中で辞めるという場合があるはずです。さつき言ったように、議会が終わった後にすぐ辞めてしまうという人がいるとすれば、すぐ退職

金を払えないような状態になってしまいます。内部で協議をしてもらえばいいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） おはようございます。

議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員であります木村安子さんは、令和7年12月31日で任期が満了いたしますので、議案にありますとおり、木村安子さんに引き続き当町の人権擁護委員として活動していただ

きたく提案するものでございます。

木村さんは、平成25年から人権擁護委員の任にあり、現在4期目で、その活動実績は高く評価されており、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信しております。

なお、任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことについていたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないようありますから、議案第72号は投票による表決の方で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第72号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には2番、工藤文明君、3番、菅原明雅君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、2番、工藤文明君、3番、菅原明雅君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

[投票]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票であります。

以上のとおり、賛成全員であります。

よって、本件に賛成することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

◎議案第73号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第73号 小坂町教育委員会の委員任命につき同意を求

めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第73号 小坂町教育委員会の委員任命につき同意を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条で規定されているところであります。

当町の教育委員であります佐藤明子さんは、令和7年9月30日で任期が満了することになりますことから、議案にありますとおり、引き続き委員の適任者として再任の提案を申し上げるものであります。

佐藤さんは、平成20年から教育委員の任にあり、その活動実績は高く評価され、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

なお、任期は令和11年9月30日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことについていたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないようありますから、議案第73号は投票による表決の方で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第73号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には4番、鹿児島巖君、5番、椿谷勇次君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、4番、鹿児島巖君、5番、椿谷勇次君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

[投票]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、うち賛成 9 票。

以上のとおり、賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

◎陳情第 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第 9、陳情第 7 号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

[総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇]

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第 7 号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書の報告書。

陳情の要旨。

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

再審は、無罪の人が法律で救済される最後の手段ですが、再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの歳月を要しております。無罪の人を誤った裁判から迅速に救済するためにも再審法改正は必要であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第5号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、意見書案第5号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第7号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、意見書案第6号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員9名による議員提案であります。議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎決定第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、決定第3号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第1項の規定により、議員を派遣し

ようとするときは、議会の議決でこれを決定することとなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第13、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年第5回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時55分